

国民年金 老齢年金の請求手続きを 厚生年金保険 されるみなさまへ

老齢年金請求時に必要な書類と書き方 手続きには次の書類が必要です。

(○印のものをご用意ください。)(相談受付 平成 年 月 日)

- 1 年金手帳(被保険者証)・基礎年金番号通知書 …… (本人・配偶者)
- 2 年金証書・恩給証書 …… (本人・配偶者)
- 3 雇用保険被保険者証・雇用保険受給資格者証 …… (本人)
高年齢雇用継続給付支給決定通知書(写しでも可)
- 4 戸籍抄本・戸籍記載事項証明書(戸籍謄本でも可) …… (本人・配偶者・子)
(受給権発生年月日平成 年 月 日以降のもの)
- 5 住民票(生計維持証明) …… (配偶者・世帯全員)
(受給権発生年月日平成 年 月 日以降のもので世帯主・続柄・変更事項の記載のあるもの)
- 6 所得証明書・課税(非課税)証明書 …… (本人・配偶者・子)
(平成 年度[平成 年1月から12月までの所得])
- 7 印かん(認印でも可)
- 8 年金加入期間確認通知書・農林共済組合員期間証明書(厚年等裁定用) …… (本人・配偶者)
(共済組合員であったことがある場合)
- 9 預金通帳または貯金通帳(本人名義) …… (本人)
(年金請求書に「金融機関の証明」を受けた場合、通帳は必要ありません)
- 10 在学証明書・学生証 …… (子)
- 11 健康保険被保険者証・共済組合員証 …… (本人・配偶者・子)
(扶養者・被扶養者を確認できるもの)
- 12 その他(係員の説明により提出を求められたもの)
・医師の診断書 ・レントゲンフィルム ・身障者手帳 ・年金受給選択申出書
・外国人登録原票記載事項証明書 ・事由書() ・住民票コード
(住民票コードに関することは、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください)
・加給年金額支給停止事由該当届
・老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届

☆提出時期(平成 年 月 日 以降)

注1) 年金請求時に必要な書類等は、請求される方により異なることがありますので、窓口等でご相談ください。

注2) ご本人以外の方がお越しになるときは、ご本人が署名捺印した「委任状」のほか、相談者の運転免許証など身分を確認できるものも忘れずにご用意ください。

注3) ご本人の生年月日に関する市区町村長の証明書または戸籍の抄本は、住民票コードをご記入いただくことにより、添付を省略することができます。
また、**毎年誕生月にご提出いただく「年金受給権者現況届」が原則不要になります。**

注4) 厚生年金基金の加入期間に基づく老齢厚生年金の支払いは、厚生年金基金が国に代わって行います。この年金請求とは別に厚生年金基金または企業年金連合会に手続きが必要となります。詳しくは、
加入期間が10年未満の方 → 企業年金連合会(年金相談専用ダイヤル：0570-02-2666)
加入期間が10年以上の方 } お勤め先(または当時のお勤め先)に確認のうえ、各厚生
現在加入中の方 } 年金基金へお問い合わせください。

年金請求書の記載上の注意書をよく読んで書き方にそってご記入ください。

書き方

この記入例は、過去に国民年金と厚生年金保険に加入されていた方が60歳を迎え、会社に勤務しながら老齢厚生年金を請求される方が対象になります。
 ☆請求される方の状況に応じて書き方がそれぞれ異なりますのでご注意ください。

様式第101号

届書コード	届書
7 1 1	1

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

- のなかに必要な事項を記入してください。
 (◆印欄には、なにも記入しないでください。)
- フリガナはカタカナで記入してください。
- 請求者が自ら署名する場合には、請求者の押印は不要です。

これらは、年金額を決定するために基本となる項目です。年金手帳や雇用保険被保険者証で確認してご記入ください。

年金コード
1 1 5 0

※基礎年金番号が交付されていない方は、①、③の「基礎年金番号」欄は記入の必要はありません。

請求者	①基礎年金番号	2 4 1 5 1 2 5 6 9 0
	②生年月日	大 3 (昭 5) 平 7 2 5 0 4 2 0
配偶者	③基礎年金番号	2 4 7 9 1 1 2 3 4 5
	④生年月日	大 3 (昭 5) 平 7 2 9 0 2 1 5

②⑩ 請求者の氏名 (フリガナ) ネン キン (氏) 年金 (名) タロウ 太郎 性別 男 女 1 2 ⑪ 雇用保険被保険者番号 (雇用保険被保険者証の交付を受けた方のみ左詰めで記入してください) 5 0 2 0 5 3 1 2 5 6 3

⑫ 住所の郵便番号 ⑬ 住所コード (フリガナ) スギナミ (市区町村) タカ イ ド ニ シ 3-5-24 高井戸西3丁目5番24号

基礎年金番号や年金手帳記号番号が2つ以上あり、どこに記入すればよいのかわからないときは窓口にお申し出ください。

請求者ご本人が記入される場合は、押印は不要です。ご本人以外の方が記入される場合は、請求者ご本人の印を押してください。

雇用保険被保険者番号を持っていない方は事由書が必要になります。

過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号を記入してください。

請求者	厚生年金保険	国民年金
	船員保険	

⑭ 配偶者の基礎年金番号欄を記入していない方は、あなたの配偶者について、つぎの1および2にお答えください。(記入した方は、回答の必要はありません)

1. 過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。 [ある] ない

「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号を記入してください。

配偶者	厚生年金保険	国民年金
	船員保険	

2. あなたと配偶者の住所が異なるときは、下欄に配偶者の住所および性別を記入してください。

住所の郵便番号	住所コード	市区町村	性別
			男 女 1 2

受取機関

⑮ 金融機関コード (フリガナ) タカ イ ド 本店 ⑯ 預金通帳の口座番号 1 2 3 4 5 6 7

1 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) 年金 銀行 高井戸 支店 出張所

⑰ (フリガナ) タカ イ ド 本店 支店 本所 支所

⑰ 金融機関の証明 (印)

⑰ 支払局コード (フリガナ) ⑱ 貯金通帳の口座番号

2 ゆうちょ銀行 (郵便局) 記号(左詰めでご記入ください) 番号(右詰めでご記入ください) ゆうちょ銀行(郵便局)の証明

印

※口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

住 所

郵便番号は7桁でご記入ください。

配偶者の氏名は④欄にご記入ください。

住所については、今後受け取る年金証書の住所となり、また、年金の受け取りに関する各種お知らせの送付先になりますので正確にご記入ください。
 ★政令指定都市の場合は、区からご記入ください。
 ★郡部の場合は、郡からご記入ください。
 (例 ○○郡△△町)

受取機関

年金の受け取り先になりますので記入した後、金融機関の証明印を押してもらってください。または、年金事務所等の窓口で預貯金通帳を持参して確認を受けることによって金融機関の証明にかえることもできます。

ここからは、アからセまでアイウエオ順にご記入ください。

配偶者と子

ア	配偶者	29 30 氏 名		31 生 年 月 日	障害の状態	32 診
		フリガナ) ネン キン	ハナコ			
ア	子	氏 名		年 月 日	障害の状態	32 診
		フリガナ) ネン キン	ジロウ			
		(氏) 年金	(名) 花子	5 7	ある・ない	◆
		(氏) 年金	(名) 次郎	5 7	ある・ない	◆

生計を同じくしている配偶者または子がいるときはご記入ください。

○子は、18歳到達年度の末日（3月31日）までの場合、もしくは20歳未満で障害等級1級または2級に該当する場合だけです。

○なお、この場合は「セ 生計維持証明」欄への記入が必要です。

子の障害の状態を○で囲んでください。

配偶者の年金

① あなたの配偶者は、公的年金制度等(表3参照)から老齢・退職または障害の年金を受けていますか。○で囲んでください。

1 老齢・退職の年金を受けている	2 障害の年金を受けている	3 いずれも受けていない	4 請求中	制度名(共済組合名等)	年金の種類
------------------	---------------	--------------	-------	-------------	-------

受けていると答えた方は下欄に必要事項を記入してください(年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください)。

制度名(共済組合名等)	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
厚生年金	障害	15. 2. 14	1350

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害をいいます。

配偶者が年金を受けている場合はご記入ください。

ご本人が配偶者の加給年金額対象者である場合、今回の老齢年金の請求により配偶者の加給年金額が支給停止される場合がありますので窓口にお申し出ください。

ご本人の年金

② あなたは、現在、公的年金制度等(表3参照)から年金を受けていますか。○で囲んでください。

1 受けている	2 受けていない	3 請求中	制度名(共済組合名等)	年金の種類
---------	----------	-------	-------------	-------

受けていると答えた方は下欄に必要事項を記入してください(年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください)。

制度名(共済組合名等)	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。

すでに年金を受けている場合、または、他の年金の請求手続き中の場合は必ずご記入ください。

原則として2つ以上の年金を同時に受け取ることはできません。いずれか一方の年金を選ぶ(選択) こととなりますので、窓口にお申し出ください。

住民票コード

80 請求者の住民票コード

9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

住民票コードをご記入いただくことにより、毎年誕生月にご提出いただく「現況届」の提出が原則不要になります。

職 歴

記入された職歴が年金額の計算の基礎となる期間の調査資料になりますので、初めて年金制度に加入したときから古い順にご記入ください。

過去に加入されたことのある制度の番号をすべて○で囲みます。

電話番号は、記入された内容をお尋ねすることがありますので必ずご記入ください。

工

② 次の年金制度の被保険者または組合員となったことがあるときは、その番号を○で囲んでください。

① 国民年金法	② 厚生年金保険法	3 船員保険法 (昭和61年4月以後を除く)
4 国家公務員共済組合法	5 地方公務員等共済組合法	6 私立学校教職員共済法
7 農林漁業団体職員共済組合法	8 旧市町村職員共済組合法	9 地方公務員の退職年金に関する条例
		10 恩給法

④ 職 歴 (公的年金制度加入経過)
※できるだけわしく、正確に記入してください。

自宅の電話番号 (03)-(3334)-(0000)
勤務先の電話番号 (03)-(5678)-(1234)

(1)事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名	(2)事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	3 勤務期間または国民年金の加入期間	(4)加入していた年金制度の種類	(5) 備 考
最初	八王子市大塚 1-2-301	45・4・19から ・9・19まで	① 国民年金 ② 厚生年金保険 ③ 厚生年金(船員)保険 ④ 共済組合等	
2 山田建設(株)	千代田区水町 2-6	45・9・20から 60・3・31まで	① 国民年金 ② 厚生年金保険 ③ 厚生年金(船員)保険 ④ 共済組合等	千代田 やま60
3 光化学(株) 高井戸支店	杉並区高井戸 3-5-6	60・4・1から 在職中まで	① 国民年金 ② 厚生年金保険 ③ 厚生年金(船員)保険 ④ 共済組合等	
		・ ・ から	① 国民年金 ② 厚生年金(船員)保険 ③ 厚生年金(船員)保険 ④ 共済組合等	
		・ ・ まで	① 国民年金 ② 厚生年金(船員)保険 ③ 厚生年金(船員)保険 ④ 共済組合等	
12		・ ・ から	① 国民年金 ② 厚生年金保険 ③ 厚生年金(船員)保険 ④ 共済組合等	
		・ ・ まで	① 国民年金 ② 厚生年金(船員)保険 ③ 厚生年金(船員)保険 ④ 共済組合等	

⑥ 最後に勤務した事業所または現在勤務している事業所について記入してください。

1 事業所(船舶所有者)の名称を記入してください。	名称	光化学(株)高井戸支店
2 健康保険(船員保険)の被保険者証の記号番号がわかれば記入してください。	記号	杉並KD
	番号	1010

⑦ 個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。

「はい」と答えたときは、その保険料を納めた年金事務所(社会保険事務所)の名称を記入してください。

その保険料を納めた期間を記入してください。

第四種被保険者(船員年金任意継続被保険者)の整理記号番号を記入してください。	記号	番号
		1 はい・2 いいえ

国民年金に加入していた期間は住んでいた住所のみをご記入ください。

事業所(会社)の所在地または住所がわしくわからないときでも郡市区名までをご記入ください。

オ

事業所(会社)の名称、所在地が変わっている場合でも、勤務していた当時のものをご記入ください。

カ

会社名だけでなく支店、工場等についてもご記入ください。

勤務期間または加入期間がわしくわからないときでも、年月まであるいは何年の夏とか冬までのようにご記入ください。

キからスについても該当する場合は、忘れずにご記入ください。

生計維持

ご本人によって生計を維持されている配偶者または子が加給年金額対象者となる場合、または、配偶者によって生計を維持されているご本人が振替加算の対象者となる場合等にご記入ください。

セ

生 計 維 持 証 明

右の者は、請求者と生計を同じくしていたことを申し立てる。
平成 22 年 4 月 25 日 (証明する)

請求者 (証明者)
住所 杉並区高井戸西3-5-24
氏名 年金 太郎
(請求者の親)

氏 名	続柄
年金 花子	妻
年金 次郎	三男

(注) 1 この申立は、民生委員、町内会長、事業主、年金委員、家主などの第三者の証明に代えることができます。
2 この申立(証明)には、それぞれの住民票の写しを添えてください。

1 請求者によって生計維持していた者について記入してください。	※確認印	*年金事務所等の確認事項
① 配偶者について年収は、850万円未満ですか。	はい () いいえ () 印	ア 健保等被扶養者(第三号被保険者)
② 子(名:次郎)について年収は、850万円未満ですか。	はい () いいえ () 印	イ 加算額または加給年金額対象者
③ 子(名:)について年収は、850万円未満ですか。	はい () いいえ () 印	ウ 国民年金保険料免除世帯
④ 子(名:)について年収は、850万円未満ですか。	はい () いいえ () 印	エ 義務教育終了前
2 配偶者によって生計維持していた請求者について記入してください。		オ 高等学校等在学中
年収は、850万円未満ですか。	はい () いいえ () 印	カ 源泉徴収票・非課税証明等
3 上記1および2で「いいえ」と答えた者のうち、その者の収入がこの年金の受給権発生当時以降おおむね5年以内に850万円未満となる見込みがありますか。	はい () いいえ () 印	

(注)平成6年11月8日までに受給権が発生している方は、「600万円未満」となります。 平成 22 年 4 月 25 日提出

記入例のようにご本人が申立てを行った場合、同居の事実を明らかにできる住民票が必要になります。

請求者ご本人が申し立てる場合は、押印は不要です。第三者が証明する場合は、証明者の押印が必要です。

収入関係については生計維持があったことを証明する書類が必要になります。

年金と税金

支払われる年金額が一定額以上（65歳未満＝108万円、65歳以上＝158万円）の場合は、税金が差し引かれますが、年金請求書の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」欄に記入し、申告することにより各種の控除がうけられます。

年金請求書の「扶養親族等申告書の記入方法」をよく読んで忘れずに申告してください。
 (注) この事例は今までの事例とは異なります。

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

1 1 5 0

提出年 平成 年

1. ご本人の氏名、基礎年金番号、生年月日、住所等をご記入のうえ、必ず押印してください。

氏名	(フリガナ) ネシケン タロウ 年金 太郎 (年金)	基礎年金番号	生年月日
	2 4 1 5 1 2 5 6 9 0	明・大・昭	年 月 日
		1 3 5	2 5 0 4 2 0

〒 168 - 8505
 住所 **杉並区 高井戸西 3-5-24**

電話番号 **03 - 3334 - 〇〇〇〇**

提出日 平成 **22** 年 **4** 月 **25** 日

2. 上記の提出年の扶養親族等の状況についてご記入ください。
 (ご本人に控除対象配偶者や扶養親族等がなく、ご本人自身が障害者に該当しない場合は、下記事項を記入する必要はありません。)

区分	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の区分	障害	所得の種類・金額
あ 控除対象配偶者	年金 花子	老人 夫 妻	29年 2月 15日	同居 別居	普・特	0 万円
	年金 次郎	特定老人 三男	5年 9月 13日	同居 別居	普・特	0 万円
い 扶養親族	年金 うめ	特定老人 母	5年 11月 3日	同居 別居	普・特	0 万円
		特定老人	年 月 日	同居 別居	普・特	万円
う え 摘要				本人障害	普・特	

※提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。(申告書は、年金事務所に用意してあります。)

(年金の支払者) **官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長**

控除対象配偶者や扶養親族のうち、年齢が70歳以上の方は「老人」を○で囲んでください。扶養親族のうち、年齢が16歳以上23歳未満の方は「特定」を○で囲んでください。年齢は、年金請求書を提出する日の属する12月31日現在としてください。

別居している方がいる場合は、区分の「別居」を○で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所を記入してください。同居している場合は、区分の「同居」を○で囲んでください。

普通障害者の場合は「普」、特別障害者の場合は「特」を○で囲んでください。また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、その方の氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。

請求者本人の印が必ず必要です。

(雇用保険法等の給付との調整)

雇用保険法等から基本手当や高年齢雇用継続給付金などの給付を受けられる場合は年金が調整され、届出が必要となりますので窓口にお申し出ください。

(在職中による支給停止)

請求時点において在職中の場合は、年金額と給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて年金が支給停止される場合があります。

年金請求書の各欄の記入もれはありませんか？
 もう一度お確かめください。

年金が決定された後に、年金請求書を提出された時点での記入もれの申立てがありますと、既に支払った年金を調整する場合があります。もう一度年金請求書の記載内容をお確かめください。

年金の決定と支払い

年金請求の手続きが終わると下図のように各種通知書等が送付され、年金の支払が行われます。

